

## 独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更 新旧対照表

平成 31 年 3 月 27 日認可

平成 31 年 4 月 1 日施行

変 更 後	変 更 前
<p>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成 30 年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、<u>森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 46 条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言</u>等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 利用者ニーズの反映等状況</p>	<p>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務 (略)</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成 30 年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 利用者ニーズの反映等状況</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上</li> <li>・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上</li> <li>・ <u>経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数</u></li> <li>・ 相談窓口の開設回数</li> </ul> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保証審査 7日</p> <p>(イ) 代位弁済 135日</p> <p><u>(ウ) 出資持分の払戻し 30日</u></p> <p><u>(エ) 貸付審査 3日</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上</li> <li>・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上</li> <li>・ <u>(追加)</u></li> <li>・ 相談窓口の開設回数</li> </ul> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保証審査 7日</p> <p>(イ) 代位弁済 135日</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(ウ) 貸付審査 3日</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>
--	---